

単価契約仕様書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

(担当：中溝、金崎 電話 222-3952)

件 名	(単価契約) 不用物品売却 (古紙類 山科まち美化事務所) 下半期
予 定 数 量	(新聞類) 15,000 kg/半期 (ダンボール類) 96,000 kg/半期 (雑がみ) 118,000 kg/半期
契 約 期 間	令和8年10月1日 ~ 令和9年3月31日
契 約 条 件	欄外「売却に関する仕様書」のとおり

売却に関する仕様書

本仕様書は、令和8年度下半期において、京都市（以下「甲」という。）の不用物品のうち甲が回収する家庭から排出された「新聞類」及び「ダンボール類」並びに雑誌、チラシ、紙箱等の「雑がみ」（以下「古紙類」という。）を、売却業者（以下「乙」という。）へ売却する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

- 1 甲が売却により乙へ引き渡す古紙類は、甲が定期収集及び市民からの持ち込みなどにより回収し、以下のストックヤードで保管し、引き渡すものとする。ただし、事情により変更する可能性がある。

名称	所在地
山科まち美化事務所	京都市山科区小野弓田町3

- 2 乙のストックヤードへの引取回数、曜日（祝日を含む月曜日～土曜日）は以下のとおりとする。

なお、積込み、引取り及びその他の作業について、細心の注意を払って行うこと。

名称	引取回数／週			備考
	ダンボール	雑がみ	新聞	
山科まち美化事務所	4回	4回	4回	ダンボール及び雑がみについては、水曜日AM及び土曜日の回収を必須とする。

- 3 乙は、古紙類の引取りについて、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 引取当日に全量を引き取ることとし、万が一、全量の引取りができない場合には、甲と調整のうえ、翌日には必ず引き取ること。
- (2) スtockヤードの引取時間帯は、9時から13時まで、及び14時から16時30分までとする。
- (3) 乙は甲が直接搬入可能な受入施設を準備すること。
なお、当該受入施設は山科まち美化事務所から半径5km圏内にあり、パッカー車（2t程度）及び軽四輪車での搬入が可能でなければならない。
- (4) その他、発生量の多寡や休日の引取りなどの事情により、引取日時を調整する必要があるときは、予め甲乙協議する。

- 4 乙は、運搬に使用する車両の種別を予め甲へ連絡しなければならない。

- 5 乙は、古紙類の積込み、引取り及びその他の作業において、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 積荷が輸送中に飛散しないように注意すること。
- (2) 甲の職員の作業に支障を生じないように注意すること。
- (3) 作業に当たっては、甲の職員の指示に従うこと。
- (4) 作業に伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害を除く。）は、乙が責任を負うこと。

- 6 乙は、古紙類の売却事務において、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) スtockヤードごとに毎回の回収量を計量し、毎月末に報告すること。

- (2) 毎月月末を締切りとし、翌月 5 日までに見積書を提出すること。
- (3) 甲の発行する納入通知書により、発行日から 1 4 日以内に代金を納入すること。
- (4) 京都市契約事務規則及び関係法令を遵守すること。

- 7 引き取った古紙類に含まれる異物については、乙の責任において適正に処理を行うこと。
- 8 予定数量は、過去の実績に基づく予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。
- 9 本仕様書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議により定める。